

書評

高林陽展 著

『精神医療，脱施設化の起源—英国の精神科医と専門職としての発展1890-1930』
(みすず書房，2017年)

後藤 基行*

本書は、19世紀末から20世紀前半期のイギリスを対象に、専門職としての精神科医の役割と、彼らの行動や言説に注目しつつ、脱施設化を志向した精神医療がいかにして同地において生成されてきたかを論じた著作である。

まず、本書は、方法論的な見地からみて2つの大きな特徴があるといえる。

第1点目は、その分析手法においてアメリカ人社会学者アンドリュー・アボットが提示した専門職に関する社会学的モデルを基軸にしていることである。アボットは、専門職の発展が、既存の専門職が有する権益の混乱を契機とし、各領域での競争が行われる中で、専門知識の抽象化を伴った支配的業域をめぐる主張が展開され、最終的にその支配的業域の裁定が行われることで生じる、と主張した。筆者によれば、こうしたアボットの専門職論を援用することで、20世紀前後のイングランドの精神医療の歴史的展開がよく説明されるという。このようなアボットの社会学理論を基礎に据えつつ、いわゆる正統的な歴史学研究として、脱施設化されたイングランドの精神医療の起源を探っていく、というのが本書のユニークな点の一つである。

第2点目は、英国国立公文書館をはじめロンドン首都史料館等が所蔵する行政文書や、病院が保管する病院文書、議会関係文書、多数の新聞・雑誌といった、多数の一次資料が豊富に利用されていることである。参照されているマテリアルの多様さ、渉猟されている史料の範囲の深さ、時代背景や文脈の精密な読み解きという意味において、

20世紀前後のイングランドを対象とした精神医療の研究としてむこう10年以上は、このクラスの著作は国内から登場しえないであろう。「医学史」のカテゴリーに分類される研究書の中には、ほとんど一次資料を利用していないものも散見されるが、このような史料の量的規模、質的良質さは、本書の価値を高める重要な基礎になっている。また、この延長線上において、イングランドは精神医療史という観点では当時としては最先端の制度と設備をもっていたといえるが、そうしたイングランドの精神医療をめぐる歴史の実像について、これほど詳細に事実関係をコンパクトにまとめて邦語で読めるというのは後学にとっては幸運であろう。

本書は、I部とII部に分かれて構成されている。

第I部は「脱施設化された精神医療への途—支配的業域の危機から権益確保の主張形成へ」と題され、第1章では、中世から19世紀末までのイングランドの精神医療の歴史が概説される。その中で1808年に制定された州立精神病院法（County Asylums Act）や1834年の新救貧法（Poor Law Amendment Act）などが言及される。そして、イングランドにおける精神病患者に対する大規模な収容が開始されるのは、各州に精神病院の設置を義務付けた1845年の州立精神病院法（County Asylums Act）とされる。また、同年の狂人法（Lunatics Act）は、狂気法委員による精神病院の査察をイングランド全土に広めた。この1845年の2つの法によって、イングランドでは国家規模で

* 独立行政法人日本学術振興会 特別研究員（PD：慶應義塾大学）

の精神保健行政が確立され、病院建設が進んだという。

第2章では、イングランド精神医療史にとって転機となった1890年の狂気法(Lunacy Act)と、それに対応しようとした精神科医による早期治療言説が取り上げられる。狂気法の最大の目的は、精神病院への私費入院の手続きに対して司法当局の監視体制を築くことにあり、私費入院はこれまでと同様の入院申請書と医師の診断書2通に加え、新たに治安判事の命令(「法的証明書」)が必要となった。また、同法は、私立精神病院の新規設立を禁止したため、精神科医たちの商業的権益は大きく棄損されることになった。精神科医たちはこれに対抗するため、1890年法がいかに患者の治療の機会を遅らせているかを訴え、ゆえに早期治療のために同法の修正が必要だという「早期治療言説」を主張していったことが描かれる。

第3章は、第一次世界大戦期英国における戦争神経症の多発と、早期治療言説の拡散が論じられる。イングランドでは、戦争神経症として1915年に入院した患者は2万327名で、1916年8月までに28カ所の精神病院、2万4000床が戦時精神病院として徴用された。だが、回復せず徐役となった元軍人の戦争神経症患者は1890年狂気法で処遇され、多くは一般の精神病院に「法的証明書」によって認定された「狂人」として入院せざるえなかった。これが、戦争で傷ついた傷病兵に対する扱いとしてふさわしくないという議論を招来させ、スティグマを伴う精神疾患への対応形式が変容を迫られたと著者は指摘する。こうした中で、傷病兵への早期治療を妨げる1890年狂気法が批判され、最終的には「法的証明書」を必要としない入院形式の導入などを規定した1930年の精神治療法の成立として帰結したという。

第Ⅱ部「精神科医・精神病院・非正規医療—支配的業域をめぐる諸局面」の最初として位置づけられる第4章は、1890年狂気法によってイングランドの精神科医たちがいかなる対応を迫られたかが第2章よりもさらに緻密に論じられる。粗略すれば、精神科医のキャリアパスが私立精神病院長を頂点とした職階構造から顧問精神科医を頂点と

するものに変容したこと、次に篤志一般病院への外来精神科部門への勤務を通じ、理事や寄付者からの知遇を得て富裕層の顧問医としての地位獲得という新しいキャリア編成を構築していったこと、と整理できよう。

第5章は、やはり1890年狂気法が精神病院内での診療実践にいかなる影響を与えたかが述べられる。狂気法が精神病院への入院に際して、狂人としての法的証明を要求したことから、スティグマを嫌った患者や家族は非正規の医療施設に頼るケースが多くなり、精神病院側としても営利性の追求が強化され、それが篤志精神病院においても生じたことが論じられる。特に、それが入院患者からの収入の最大化と、運営コストを最小化することによって実践されたことが、ホロウェイ・サナトリウム精神病院のスキャンダルを実例にしなから指摘されている。

第6章では、アボットのいう支配的業域をめぐる競争が、私立・公立・篤志精神病院間をはじめ、精神分析医、篤志家、非正規の医者たちも交えて多角的、日常的に行われていたことが詳しく描かれる。その上で、精神科医が、周縁や外部にいた医療従事者らとの競争を通じて、精神疾患という問題領域において優位性を獲得していったことが論じられている。

第7章では、やはり支配的業域をめぐる精神科医と宗教、より具体的にはスピリチュアル・ヒーリングとの競合が語られる。ただし、この両者の関係は、いわゆる対立するライバルというよりも、部分的な同調や交渉といったプロセスも垣間見え、支配的業域をめぐる争いが単純な敵対関係に終始するわけではないことが示されている。

終章では、書名でもある精神医療の脱施設化が、いかにして精神科医の役割や、行動や言説の中から始まってきたかが改めて説明されている。いわく、脱施設化は「20世紀前半のイングランドにおいては、精神科医という専門職集団がその支配的業域を開拓ないし維持するために推しすすめた」(229頁)結果である。そして、最後に、20世紀後半期以降の英国の精神医療の動向が簡潔に言及されている。

以上が、本書の内容をごく簡単に概観したものである。以下では、本書によって示された事実や論点について、日本の精神医療史の文脈にも言及しつつ、評者の全体的な感想を述べたい。

まず、日本において精神疾患にかかわる最初の全国レベルの法律は、1900年に制定された精神病患者監護法である。この法律の主眼の一つは、前近代から行われてきた家屋の一部に患者を閉じ込めるいわゆる座敷牢が、恣意的かつ私的に行われないようにするため、私宅監置制度を定めて法の監督下におくことであった。これに対し、イングランドで同種の不当監禁が問題となったのは19世紀の初頭、私立精神病院内での事件であった。1800年の時点で私立精神病院は50カ所あったといい、病床ストックという観点からみて、日本とイングランドには歴史的な構造差が存在することが明らかである。19世紀前後の日本において目立った患者処遇は座敷牢や神社仏閣や温泉地での療養であり、「病院」なるものは精神病院も含めてそもそも社会的な施設として成立していなかったのである。

こうした状況は、1900年頃になっても少なくとも精神病院に関してはほぼ不変で2000床程度の精神病床があったにすぎず、1918年に呉秀三らにかの有名な『精神病患者私宅監置ノ実況及び其統計的観察』を書かせることになったわけである。同書の主眼となっているのは、私宅監置の悲惨さと前近代性を明らかにしながら、欧米のような近代的な医療施設の整備を主張することであった。往時の日本の精神病床供給の現状に対する呉の問題意識も、こうした1800年頃のイングランドの状況を意識することで改めて理解可能になるだろう。日本は欧米に100年は遅れていたと呉には感じられははずなのである。

そして、本書において1890年の狂気法は、「脱施設化された精神医療の起源をたどる」(6頁)という目的において極めて重要な役割を与えられている。このことは、全8章中3章に同法の名前が章題に組み込まれていることや、索引の全項目中で最も多く言及されていることからわかる。

前述のように本書において、1890年狂気法は、

私費入院手続きにおける治安判事による「法的証明書」の義務化と、新規の私立精神病院の設立の禁止を定めたことにより、アボットがいうところの、専門職の発展にとって不可欠な「既存の専門職が有する権益の混乱」の契機と位置付けられている。経営という面でも、キャリアパスという意味でも、当時の精神科医にとっては非常に危機的な状況がこの法律によって生じ、彼らは自らのありようをそれまでの形態から変容させる必要に迫られたとされる。

著者に従えば、だからこそ早期治療言説の形成や職階構造の変動、顧問精神科医のネットワーク構築が促され、そしてホロウェイ・サナトリウムのスキャンダルの呼び水になったのだ、という論旨になっている。

本書の目的に照らし合わせるならば、こうした業域の混乱を契機に専門職としての精神科医が発展し、そのプロセスにおいて脱施設化された精神医療を志向する起源が成立した、という論理構成になっているわけである。

しかしながら、この論理構成は、評者からすると、本書の内容全体と研究上の問いとの齟齬が生じているように見える。すなわち、「脱施設化された精神医療の歴史的成り立ち」(4頁)を問うとしている一方で、アボットの専門職論に従った本論での考察の結果、精神科医たちは必ずしも「脱施設化された精神医療」を志向していない、という点である。

例えば、第2章第2節における早期治療言説の形成において、精神科医たちは、狂気法の法的証明書取得の義務により患者や家族がスティグマを嫌い、「入院」の時期が遅れてしまう(50頁)、「精神病院への入院意欲」が損なわれる(54頁)、という主張を展開している。第3章で戦争神経症を論じた場面においても、最終的には精神治療法成立として「任意入院制度の拡大」をもたらし、「患者が精神病院を利用しやすく」(102頁)になったことが書かれている。

もちろん、第4章では、狂気法による業域の混乱と既得権益の棄損が生じる中で精神科医たちが、新しい稼ぎ口として篤志一般病院の多くに精神科

外来を設置するように動いた、といった外来医療という脱施設化された精神医療に向かった事実も記述されている。だが、やはり第5章で取り上げられるホロウェイ・サナトリウム の事例でも、狂気法は、法的証明書を必要としない任意入院制度の積極的な運用を通じた利潤追求に病院経営が帰結した、という結論として描かれている。狂気法による支配的業域の混乱は、脱施設化された精神医療ではなく、より利益が上げられる入院形式の拡大に向かったということである。

つまり、1890年狂気法の制定は、確かにアボットのいう専門職発展の契機としての専門職の支配的業域の混乱のきっかけではあっても、それは脱施設化された精神医療のみならず、簡易な入院形式、入院期間の延長や高額な医療費を伴った精神医療も精神科医に志向させた、というのが事実に近い総括になるであろうか。

そうであるならば、脱施設化された精神医療の起源を、「精神科医をめぐる政治的・経済的・社会的な諸条件」(6頁)に因果的に結び付けることには慎重である必要性があろう。何よりも、脱施設化された精神医療をもたらした起源は、1890年狂気法という政治過程に端を発する精神科医の専門職としての再編成過程の中ではなく、それ以外のより大きな歴史的要因を想定するべきではないか、という疑問が生じるのである。

特に、本書では、1890年の狂気法以降に脱施設化の起源が見出されていく論理構成になっているが、同法以前に「起源」はないのかという疑義が残る。この点は、イギリスにおいて本格的な地域精神医療が進められる戦後、とりわけ1970年代以

降が終章でごく簡易に触れられるにとどまっていることから疑義が強まってしまうのである。

このように、評者としては、アボットの専門職論を、精神科医の専門職としての発展過程の分析を超えて、脱施設化された精神医療の起源の検証にまで延長して応用することには懐疑的と言わざるを得ない。しかしながら、このことは本書の価値そのものを覆してしまうような類のものでは全くない。

そもそも本書は、“The Political Economics of English Psychiatry in the Early Twentieth Century (20世紀初頭の英国精神医療の政治経済学)”(住田朋久氏の訳より)と名付けられた博士論文を基にして構想されたものであり、「脱施設化の起源」というメインタイトルは著書刊行に際して後から付与されたものである。著書タイトルが命名される背景はさまざまであるが、この結果として必ずしもタイトルが実際の内容と論理構造を反映しきれなかったことが想像されるのである。

だが、本書に示された20世紀前後のイングランドにおける精神医療をめぐるダイナミズムの叙述や、精緻な時代背景の解説は、本著作が第一級の歴史研究であることを明快に示している。本書に示されたイングランドの精神医療の詳細な事実関係は、日本の精神医療史研究にも良質なフィードバックを与えることは疑いないし、評者自身も多くの示唆を得た。精神医療の歴史を研究する者にとって必読の一冊であることは言うまでもないだろう。

(ごとう・もとゆき)